

3 明峰中学校いじめ防止基本方針

(1) 目的

いじめは、いじめを受けた子供の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長や人格の形成に重大な影響を与えるだけでなく、生命または身体に重大な危険が生じさせるおそれがあります。

黒部市立明峰中学校は、学校や家庭、地域が連携し、「いじめ防止対策推進法」、「いじめの防止等のための基本的な考え方」、「学校事故発生時の指針」、「重大事態発生時のガイドライン」、「黒部市いじめ防止基本方針」に基づき、いじめの防止やいじめの早期発見・対応のための対策を総合的かつ効果的に推進するため「明峰中学校いじめ防止基本方針」を策定しました。

(2) 基本的な考え方

いじめの本質は「人間虐待」である。

だからいじめは許されないのである。

被害者の傷は深く、人間性まで破壊していく行為である。

この認識がなければ、いじめに対する対応の甘さが残り、結果として心の底からの反省がなく、根本解決が困難になる。

いじめを放置して、優れた学校行事や優れた授業などあり得ない。

人間は本来、人を思いやる優しい心をもっています。

その優しい心を表す勇気をもたせましょう。

児童生徒の出すサインを確実に受け止めるために、日頃から教職員と児童生徒、児童生徒相互、教職員相互、保護者と教職員等との間に温かい人間関係をつくることに努めます。

- 校内にいじめを許さない雰囲気をつくる
- 人権感覚を高める
- 温かい人間関係を築く
- 家庭・地域社会・関係諸機関との連携を深める
- 早期に発見し、的確な指導を行う



そのために

- 1 いじめはどの児童生徒も被害者にも加害者にもなり得る問題であることを正しく理解する。
- 2 けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、「いじめではないか」という視点をもって指導にあたり、いじめに該当するか否かを判断する。
- 3 「いじめ発見のポイント」に基づいて、児童生徒を観察し、気になる点があれば早急に面談を実施する。
- 4 無記名式アンケートの結果を踏まえつつ、すべての児童生徒を対象に「予断をもたない」で観察したり、対策を講じたりする姿勢を大事にする。
- 5 「この先生は私たち（児童生徒・保護者）の話を聞いてくれる。分かってくれる」という人間関係をつくることと等、相談体制の充実に努める。